

福岡市居住支援協議会

(1) 協議会の概要

【目的】 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場の動向に関する情報を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の円滑入居支援策の効果的な推進を図る。

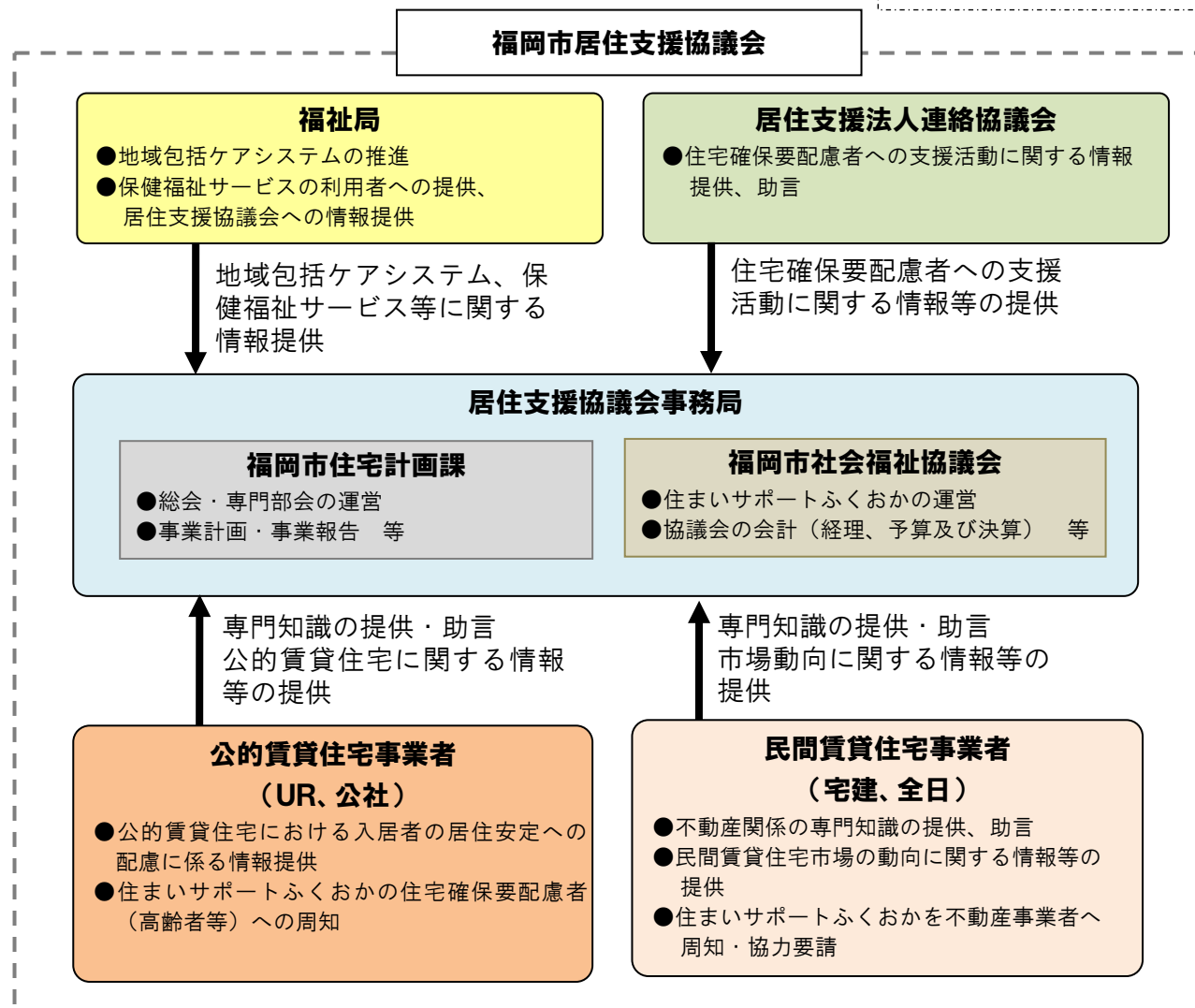
【根拠法令】 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律（住宅セーフティネット法）

【設立日】 平成 21 年 3 月 30 日

【構成委員】 民間賃貸住宅事業者：公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会
 公益社団法人 全日本不動産協会 福岡県本部
 公的賃貸住宅事業者：独立行政法人 都市再生機構 九州支社（H22 年度より参加）
 福岡市住宅供給公社（H26 年度より参加）
 居住支援法人：居住支援法人連絡協議会（R 1 年度より参加）
 入居支援実施団体：福岡市社会福祉協議会
 福岡市：福祉局、住宅都市局

R2.2.24
 「一般社団法人全国居住支援法人協議会」へ
 2号会員特別枠として加入

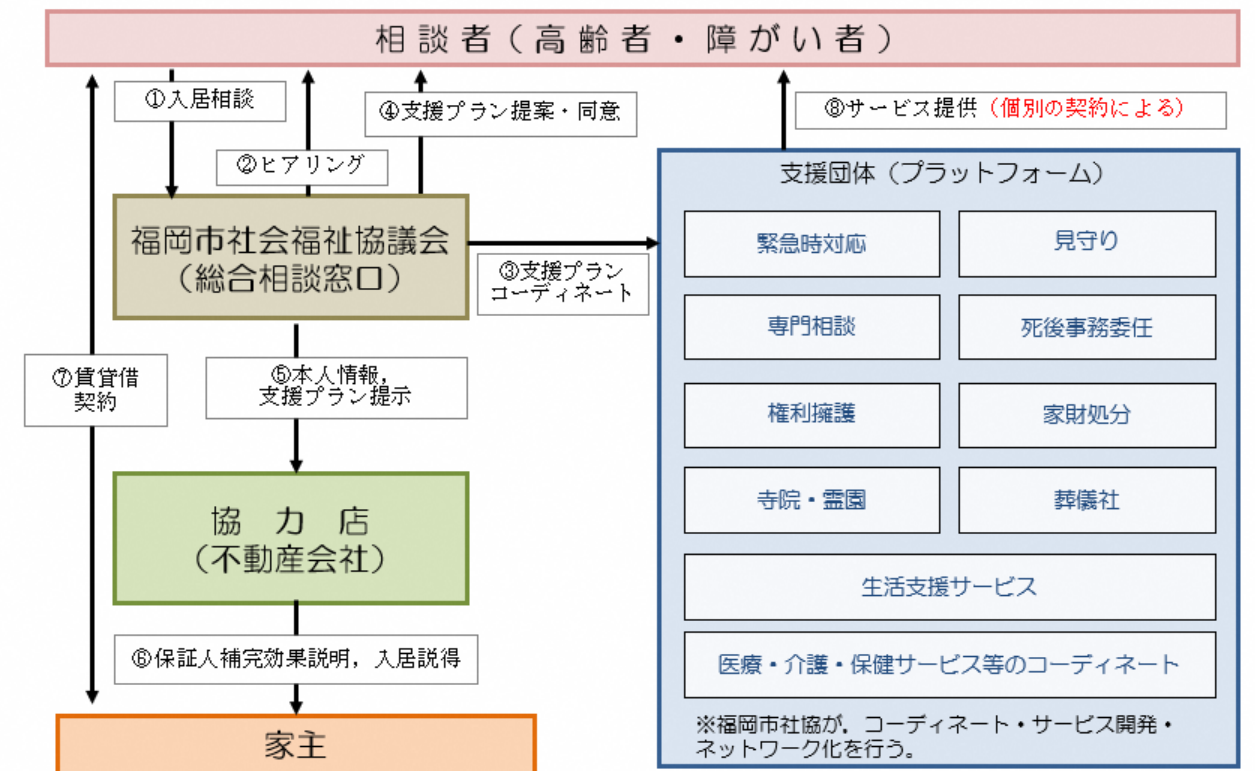
(2) 協議会の体制



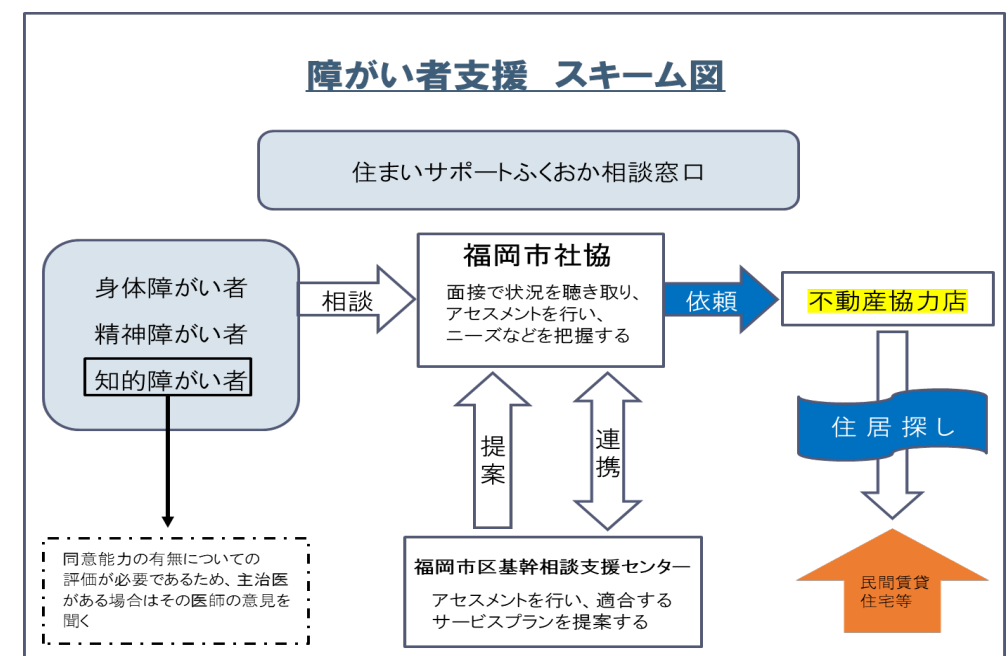
(3) 事業概要

【住まいサポートふくおか】 ※H26.10～事業開始 ※障がい者対応 R3.4～

高齢者及び障がい者世帯の民間賃貸住宅への入居に協力する不動産会社を「協力店」として登録するとともに、入居支援・生活支援を行う「支援団体」による「プラットフォーム」を構築し、福岡市社会福祉協議会が民間賃貸住宅へのスムーズな入居と、入居後の生活支援体制のコーディネートを行う。



障がい者支援 スキーム図



賃貸住宅への
入居を断られた…

入居できる賃貸住宅が
見つからない…

65歳以上の方と
障がいのある方

手数料
相談料
無料

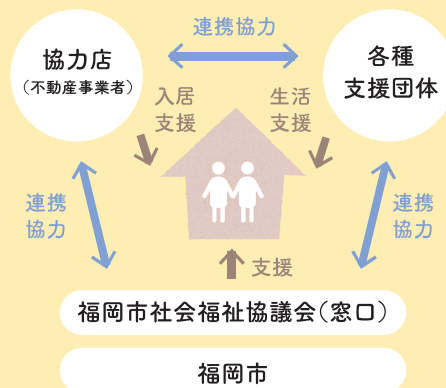
福岡市内の

賃貸住宅への住み替えと生活支援は
私たちにご相談ください。

「住まいサポートふくおか」とは

協力店（不動産事業者）、各種支援団体、福岡市社会福祉協議会と福岡市が連携し、住み替えでお困りの65歳以上の方や障がいのある方に対する民間賃貸住宅の入居支援や、入居後の生活支援などをサポートする事業です。

住み替えにかかる初期費用や家賃、入居後の支援サービス等の費用負担が必要です。



ご利用
できる方

福岡市内の民間賃貸住宅への住み替えを希望している

① 65歳以上の方 ② 障がいのある方

住み替えにかかる初期費用や家賃、入居後の支援サービス等の費用負担が必要です。

入居後の生活まで見据えて

入居後の多様な支援サービスをコーディネートします。

ご利用者さまの事情に合わせて、本事業に登録された支援団体が民間賃貸住宅への入居中に、見守りや死後事務委任などの支援サービスを提供します。

入居された全ての方に提供されるものではなく、原則として、ご利用者さまがサービス利用契約を締結された場合に提供されます。

見守り	定期的な安否確認 見守りセンサー 定期訪問 など	死後事務委任	行政への諸手続き 関係者への連絡 など
緊急時対応	通報機器による 駆けつけサービス・ 119番通報 など	家財処分	家財回収・処理 ハウスクリーニング 片付け など
専門相談	弁護士・司法書士・ 行政書士による 各種相談	葬儀	納棺 火葬 など
生活支援サービス	NPOやボランティア 等による家事・買い物・ 外出等の支援	埋葬・納骨	永代供養 共同墓地等への納骨 など
権利擁護	成年後見等受任 福祉サービスの利用援助 日常的な金銭管理 など	医療・介護・ 保健サービス等の コーディネート	いきいきセンターふくおか等 による、各種サービスの コーディネート

まずはご相談・お問い合わせください。

社会福祉法人
福岡市社会福祉協議会
住まい・まちづくりセンター

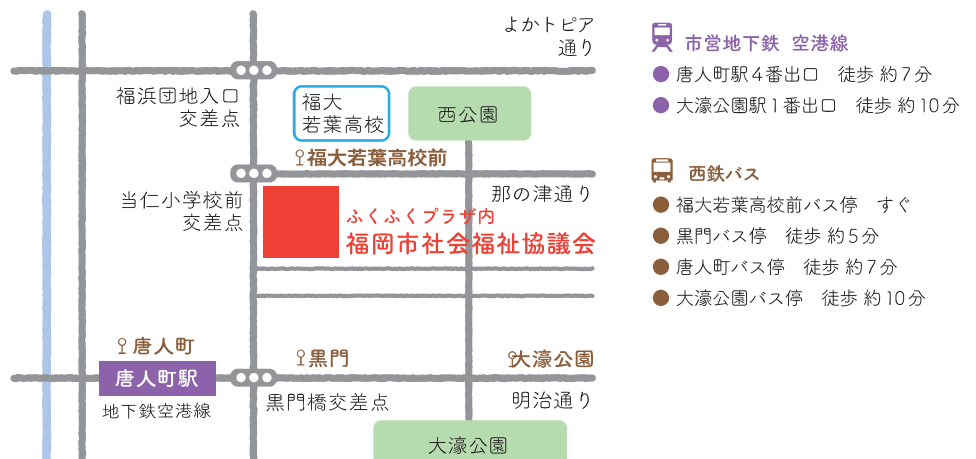
福岡市中央区荒戸3-3-39 ふくふくプラザ4F

TEL 092-720-5356

FAX 092-751-1509

【受付時間】月～金 9:00～17:00

(祝日・年末年始を除く)



住まいの課題対応策

《福岡市で実施されている、住まいに関するお困り事の対応策をまとめたリーフレットです》



リーフレットに関する
お問い合わせ

参考資料 3
担当：福岡市住宅都市局住宅計画課
電話：092-711-4279
住所：福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所3階

相談内容	制度名	概要・対象者等	お問い合わせ先
バリアフリー 内装改修を 行いたい	セーフティネット住宅 入居支援事業(改修費補助)	<ul style="list-style-type: none"> ■対象工事 バリアフリー改修工事、耐震改修工事、間取り変更工事、子育て世帯対応工事 など ■補助金額 工事費の2/3かつ限度額 100万円～400万円/戸 ■対象 補助金は市が大家さんなどに支払い 	福岡市住宅都市局 住宅計画課 092-711-4279
	障がい者等住宅改造助成	<ul style="list-style-type: none"> ■対象工事 バリアフリー改修工事 ■補助金額 助成基準額 障害者手帳1・2級で介護保険対象の人…30万円 障害者手帳1・2級で介護保険対象外の人…50万円 障害者手帳3級…20万円 ■対象 世帯員全員の市民税所得割額の合計が46万円未満でありかつ次に掲げる世帯 ①65歳未満で、視覚又は肢体不自由の身体障害者手帳1・2級の人がいる世帯 ②65歳未満で、下肢、体幹機能障がい又は脳原性運動機能障がい(移動機能障がいに限る)の身体障害者手帳3級(ただし、介護保険の住宅改修サービスを利用できる方を除く)の人がいる世帯 ③65歳以上で、上記の障がい要件に該当し、介護保険の要介護認定において要支援又は要介護の認定を受けることができなかった人がある世帯 	福岡市住宅改造相談センター 福岡市中央区荒戸3丁目3番39号 (ふくふくプラザ)3階 092-731-3511 各区役所 保健福祉センター 福祉・介護保険課 東区:092-645-1071 博多区:092-419-1078 中央区:092-718-1145 南区:092-559-5127 城南区:092-833-4102 早良区:092-883-4352 西区:092-895-7063
	高齢者住宅改造助成	<ul style="list-style-type: none"> ■対象工事 玄関・廊下の拡幅、間仕切りの変更・撤去、階段昇降機(リフト)、浴室の拡張、浴槽の取替(段差解消目的以外)、温水洗浄便座、車椅子対応洗面台、通路整備、屋外手すり、水栓の変更など ■補助金額 助成率100%～10% 助成額30万円上限(介護保険の給付は10万円限度) ※助成は原則として高齢者住宅改造助成、障がい者等住宅改造助成を通して、1世帯につき1回。 ※原則として介護保険住宅改修対象工事は含まれません。 ■対象 65歳以上、要支援1～2又は要介護1～5 	福岡市住宅改造相談センター 福岡市中央区荒戸3丁目3番39号 福岡市市民福祉プラザ (ふくふくプラザ)3階 092-731-3511 各区役所 保健福祉センター 福祉・介護保険課
保証人、連帯保証人が いない 緊急連絡先、身元引受 人がいない	介護保険住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> ■対象工事 手すりの取り付け・段差の解消・滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更・引き戸などへの扉の取り替え・洋式便器などへの便器の取り替え ■補助金額 助成率 改修費用(消費税を含み、原則1住宅につき20万円まで)の9割、8割又は7割 ■対象 介護保険の要介護認定または要支援認定を受けた人 	各区役所 保健福祉センター 福祉・介護保険課
	居住支援法人	<ul style="list-style-type: none"> ■家賃債務保証の活用 ■保証人の代行・紹介 ■緊急連絡先引受 ■対象 住宅確保要配慮者 	リーフレット『住まい探しの案内』
初期費用がない	セーフティネット住宅 住替え支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■住替えが必要な住宅確保要配慮者に対して、礼金、仲介手数料、引越し運送費用など、住替えに係る初期費用の一部を助成 ■補助金額 最大10万円かつ助成金額の2分の1 ■対象 住替えが必要な住宅確保要配慮者 	福岡市住宅都市局 住宅計画課 092-711-4279

住
ま
い

相談内容		制度名	概要・対象者等	お問い合わせ先	
住 ま い	初期費用がない	高齢者・子育て世帯 住替え助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ■住替えが必要な高齢者・子育て世帯に対して、礼金、仲介手数料、引越し運送費用など、住替えに係る初期費用の一部を助成 ■補助金額 最大25万円かつ助成金額の2分の1 ■対象 高齢者世帯・子育て世帯 	福岡市住宅都市局 住宅計画課 092-711-4279	
	住み替え先を探している	住まいサポートふくおか 	<ul style="list-style-type: none"> ■協力店、各種支援団体、福岡市社会福祉協議会と福岡市が連携し、民間賃貸住宅の入居支援や、入居後の生活支援などをサポートする ■対象 福岡市内の民間賃貸住宅への住み替えを希望している65歳以上の方、障がいのある方 	住まい・まちづくりセンター 福岡市中央区荒戸3丁目3番39号 福岡市市民福祉プラザ 4階 福岡市社会福祉協議会内 092-720-5356	
暮 ら し	金銭管理が難しい 家賃が払えない 	福岡市成年後見推進 センター	<ul style="list-style-type: none"> ■認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が、安心して暮らすことができるように、成年後見制度の利用促進等の機能を担う ■成年後見制度の利用に関する相談受付 ■成年後見人等候補者の受任者調整 等 ■対象 認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方及びその家族、介護、保健、福祉、医療等の関係者 	福岡市成年後見推進センター 福岡市中央区荒戸3丁目3番39号 福岡市市民福祉プラザ (ふくふくプラザ)3階 092-753-6450	
		日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方を対象に、契約に基づき、福祉サービス利用援助や、日常の金銭管理などを有料で行う ■福祉サービスの利用援助…利用1回につき1,000円 ■日常的な金銭管理…利用1回につき1,000円 等 ※生活保護受給者は原則免除 ■対象 認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方 	あんしん生活支援センター 福岡市中央区荒戸3丁目3番39号 福岡市市民福祉プラザ 3階 福岡市社会福祉協議会内 092-751-4338	
		セーフティネット住宅 入居支援事業 (家賃低廉化)	<ul style="list-style-type: none"> ■契約家賃と入居者負担額の差額を市が補助 ■補助金額:最大で1戸あたり4.5万円/月、補助期間は10年間 補助金は市が大家さんなどに支払い(半期毎) ■対象 市営住宅入居資格要件を満たし、入居前の住宅について一定の条件を満たす要支援世帯 など 	福岡市住宅都市局 住宅計画課 092-711-4279	
		セーフティネット住宅 入居支援事業 (家賃債務保証料低廉化)	<ul style="list-style-type: none"> ■市営住宅入居資格要件を満たし、政令月収が15.8万円以下で、犯罪被害者・DV被害者など別に定める特例世帯など ■初回の家賃債務保証料及び孤独死・残置物に係る保険料を市が補助 ■補助金額:最大で1戸あたり6万円、補助は初回のみ補助金は市が家賃債務保証業者・保険会社などに支払い ■対象 市営住宅入居資格要件を満たし、入居前の住宅について一定の条件を満たす要支援世帯 など 	福岡市住宅都市局 住宅計画課 092-711-4279	
		住居確保給付金	<ul style="list-style-type: none"> ■離職、廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方等に対し、家賃相当分の給付金を支給し、住居の確保と就職に向けた支援を行う ■対象 一定の資産収入等に関する要件を満たしている方 	福岡市生活自立支援センター 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラオフィス棟7階 0120-17-3456 092-732-1188	
		生活全般・近隣トラブルで困っている	居住支援法人	<ul style="list-style-type: none"> ■見守り支援 ■生活相談・支援 ■対象 住宅確保要配慮者 	リーフレット『住まい探しの案内』
		ごみ問題で困っている	居住支援法人	<ul style="list-style-type: none"> ■見守り支援 ■生活相談・支援 ■家財整理 ■対象 住宅確保要配慮者 	リーフレット『住まい探しの案内』
上記以外を相談したい	区障がい者基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい福祉サービスの利用に関する相談 ■暮らしに関する相談 ■専門機関の紹介 等 ■対象 市内在住の障がい(疾病)のある方やそのご家族、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所などの関係機関 	区障がい者基幹相談支援センターは、お住まいの地域の小学校区により担当が分かれています。		
	地域包括支援センター (いきいきセンター ふくおか)	<ul style="list-style-type: none"> ■健康、福祉、介護などに関する相談対応 ■高齢者の権利擁護に関する相談対応 等 ■対象 高齢者及びその家族並びに介護、保健、福祉、医療等の関係者 	いきいきセンターふくおかは、お住まいの地域の小学校区により担当が分かれています。		

!! 高齢者世帯の住替えを支援 !!

高齢者世帯の良好な住宅への住替えを支援するため、礼金、仲介手数料、引っ越し運送費用など、初期費用の一部を助成します。

< 高齢者世帯住替え助成金 >

福岡市内で
賃貸住宅へ住替えの方

最大 **15** 万円

助成対象経費
合計額の

1/2

基本額
(高齢者世帯)

10 万円

+

子世帯との
同居又は近居
の場合

上限 **5** 万円引上げ

賃貸住宅への住替え



福岡市内の民間賃貸住宅へ転居

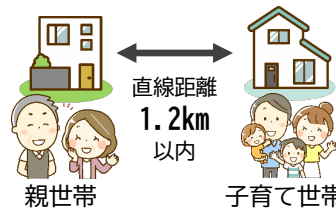
子育て世帯との同居



親世帯 + 子育て世帯

両世帯が同居していること

子育て世帯との近居



両世帯の住居が直線距離で
1.2km 以内であること



子育て世帯と同居又は近居する場合は、助成上限額を **5万円** 引き上げます!

募集期間：令和5年4月1日（土）から令和6年2月29日（木）まで

申請期限：引越し日から5か月以内

※助成金の申請受付は、募集期間内・予算の範囲内で先着順とさせていただきます。

※市役所の開庁日以外はメールでの受付のみです。

■ 助成対象となる世帯 (1/2) ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	助成対象となる世帯の要件												
<input type="checkbox"/>	<p>○ 以下のいずれかに該当する高齢者世帯であること（転居後の住宅への入居時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上のひとり暮らし世帯 ・ 65 歳以上の方と、配偶者又は 60 歳以上の親族で構成される世帯 <p>※65 歳以上の方と同居する親族が以下のいずれかに該当する場合には、<u>その方の年齢は問いません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①要介護・要支援認定を受けている方 ②身体障害者手帳を所持し 1 級から 4 級までの方 ③精神障害者保健福祉手帳を所持し 1 級又は 2 級の方 ④知的障がいがあり、療育手帳を所持し A 又は B 1 の方 ⑤65 歳以上の方（要介護認定者、身体障がい者、精神障がい者又は知的障がい者に限る）を介護する必要がある方 												
<input type="checkbox"/>	<p>○ 福岡市内に住民票があり、福岡市内の表に定める住宅間で転居を行う世帯であること</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0f2f1;">転居前の住宅※1</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">転居後の住宅※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅(公営・改良住宅は除く) ○勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 ○地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域の持ち家 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅(申請者又は同居者の 2 親等以内の親族が所有する住宅を除く) </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 公営住宅（市営住宅、県営住宅など）からの住替えは対象外です。 ※2 公的賃貸住宅(公営住宅、UR など)や、持ち家への住替えは対象外です。</p>	転居前の住宅※1	転居後の住宅※2	<ul style="list-style-type: none"> ○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅(公営・改良住宅は除く) ○勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 ○地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域の持ち家 	<ul style="list-style-type: none"> ○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅(申請者又は同居者の 2 親等以内の親族が所有する住宅を除く) 								
転居前の住宅※1	転居後の住宅※2												
<ul style="list-style-type: none"> ○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅(公営・改良住宅は除く) ○勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 ○地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域の持ち家 	<ul style="list-style-type: none"> ○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅(申請者又は同居者の 2 親等以内の親族が所有する住宅を除く) 												
<input type="checkbox"/>	<p>○ 前年における世帯の政令月収が、<u>158,000 円以下※</u>の世帯であること</p> <p>※65 歳以上の方（要介護認定者、身体障がい者、精神障がい者又は知的障がい者に限る）を介護する必要がある方 と同居をする場合は、政令月収が 259,000 円以下</p> <p>※子育て世帯と同居をする場合、子育て世帯の所得は含めません。</p> <p>(世帯の前年の総所得金額が表に定める金額以下であれば、助成対象の目安となります)</p> <p style="text-align: center;">政令月収 = (世帯の年間総所得金額 - 控除合計金額) ÷ 12</p> <p>※政令月収の計算方法は、福岡市ホームページをご覧ください。 ※下記の総所得金額でも必ずしも助成対象になるとは限らないため、目安としてご参考ください。 ※令和 4 年分の所得が確定する前に申請する場合は、令和 3 年分の所得を確認します。 (令和 4 年分の所得確認⇒給与所得のみの方…5/19以降、それ以外の方…6/12以降) ※総所得金額は転居日時点の世帯人数で算定します。</p> <p>【総所得金額の目安】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0f2f1;">世帯人数</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">1 人</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">2 人</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">3 人</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">4 人</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">5 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">総所得金額</td> <td>A:1,996,000 円</td> <td>A:2,376,000 円</td> <td>A:2,756,000 円 B:3,968,000 円</td> <td>A:3,136,000 円 B:4,348,000 円</td> <td>B:4,728,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A：政令月収 158,000 円以下の目安、B：政令月収 259,000 円以下の目安 ⇒ 6 人以上の場合については、窓口までご相談ください。</p>	世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	総所得金額	A:1,996,000 円	A:2,376,000 円	A:2,756,000 円 B:3,968,000 円	A:3,136,000 円 B:4,348,000 円	B:4,728,000 円
世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人								
総所得金額	A:1,996,000 円	A:2,376,000 円	A:2,756,000 円 B:3,968,000 円	A:3,136,000 円 B:4,348,000 円	B:4,728,000 円								
<input type="checkbox"/>	○ 生活保護等を受給していない世帯であること												
<input type="checkbox"/>	○ 転居前の住宅の直近 6 カ月間の家賃の未払いがないこと												
<input type="checkbox"/>	○ 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと												
<input type="checkbox"/>	○ 転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前が福岡市以外の同居する子育て世帯の場合）												
<input type="checkbox"/>	○ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること												
<input type="checkbox"/>	<p>○ 過去に本要綱に基づく助成金を受けていない世帯であること</p> <p>※結婚（再婚）、離婚、死別、子の誕生・独立、トラブルによる転居等、世帯構成人員の増減がある際は、再度申請できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。</p>												

■ **住替え後の住宅の要件** ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	住替え後の住宅の要件																				
<input type="checkbox"/>	<p>○ 表に定める専用面積を有する住宅であること</p> <p>① 高齢者世帯の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>世帯人数</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>住戸専用面積</td> <td>25㎡以上 (18㎡以上)</td> <td>30㎡以上 (27㎡以上)</td> <td>40㎡以上 (36㎡以上)</td> <td>50㎡以上 (45㎡以上)</td> </tr> </table> <p>※当面の間は、()内の面積基準を満たした住宅で可とする。</p> <p>② 高齢者世帯が子育て世帯と同居する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>世帯人数</td> <td>3人</td> <td>4人</td> <td>5人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>住戸専用面積</td> <td>40㎡以上</td> <td>50㎡以上</td> <td>57㎡以上</td> <td>66㎡以上</td> </tr> </table> <p>〈面積を確認する際の注意事項〉</p> <p>ア. <u>6人を超える場合は</u>次の算出式で計算する。 住戸専用面積 = (10㎡×世帯人数+10㎡) × 0.95</p> <p>イ. <u>妊娠中の者は</u>2人とする。</p> <p>ウ. <u>子どもが10歳未満の場合は</u>、子どもを下記の人数に置き換えた後の総世帯人数を、下部の式に代入して計算する。 (子の年齢) 3歳未満…0.25人 / 3歳以上6歳未満…0.5人 / 6歳以上10歳未満…0.75人 ※上記により、世帯人数が2人に満たない場合、世帯人数は2人とする。 (式) 世帯人数2～4人・・・10㎡×世帯人数+10㎡ 4人を超える・・・(10㎡×世帯人数+10㎡) × 0.95</p> <p>エ. 同居する場合は、住替え後に同居する人数で算出する。</p> <p>オ. 住戸専用面積は壁芯にて算出する。</p>	世帯人数	1人	2人	3人	4人	住戸専用面積	25㎡以上 (18㎡以上)	30㎡以上 (27㎡以上)	40㎡以上 (36㎡以上)	50㎡以上 (45㎡以上)	世帯人数	3人	4人	5人	6人	住戸専用面積	40㎡以上	50㎡以上	57㎡以上	66㎡以上
世帯人数	1人	2人	3人	4人																	
住戸専用面積	25㎡以上 (18㎡以上)	30㎡以上 (27㎡以上)	40㎡以上 (36㎡以上)	50㎡以上 (45㎡以上)																	
世帯人数	3人	4人	5人	6人																	
住戸専用面積	40㎡以上	50㎡以上	57㎡以上	66㎡以上																	
<input type="checkbox"/>	<p>○ 住宅の家賃(管理費、共益費、水光熱費及び駐車場使用料等を除く。)が、表に定める金額以下であること</p> <p>※専用面積の要件とは異なり、世帯人数は年齢により区別されません。</p> <p>① 高齢者世帯の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>世帯人数</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>3人以上</td> </tr> <tr> <td>家賃</td> <td>45,000円</td> <td>50,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> </table> <p>② 高齢者世帯が子育て世帯と同居する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>世帯人数</td> <td>3人</td> <td>4人</td> <td>5人</td> <td>6人以上</td> </tr> <tr> <td>家賃</td> <td>75,000円</td> <td>80,000円</td> <td>85,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> </table>	世帯人数	1人	2人	3人以上	家賃	45,000円	50,000円	55,000円	世帯人数	3人	4人	5人	6人以上	家賃	75,000円	80,000円	85,000円	90,000円		
世帯人数	1人	2人	3人以上																		
家賃	45,000円	50,000円	55,000円																		
世帯人数	3人	4人	5人	6人以上																	
家賃	75,000円	80,000円	85,000円	90,000円																	
<input type="checkbox"/>	<p>○ 昭和56年6月1日以降に建築され、新耐震基準を満たす住宅であること</p> <p>ただし、耐震改修工事を実施している場合又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている場合についてはこの限りではない。※耐震性能を確認できる書類の提出が必要です。 (※昭和56年6月1日以降に建築された住宅でも、規模によっては、昭和56年5月31日以前に着工され、新耐震基準を満たさない住宅の可能性があります。新耐震基準を満たす住宅かどうか、助成金交付申請前に不動産会社等へご確認ください。)</p>																				
<input type="checkbox"/>	<p>○ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域へ転居する場合は、安全上の措置が講じられ、建築主事等による検査済証が交付されていること</p>																				

■ **助成金の額** ■

○ 助成対象となる経費の合計額(消費税を含む)の1/2(上限額10万円)

- 注意：① 家主から立退料(移転引越し費用等)が支払われている。
② 就職や転職等のため、会社等から移転引越し費用等が支払われている。
⇒ 上記①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の1/2で計算します。
※ 計算した額に100円未満の額が生じた場合は、切り捨てます。

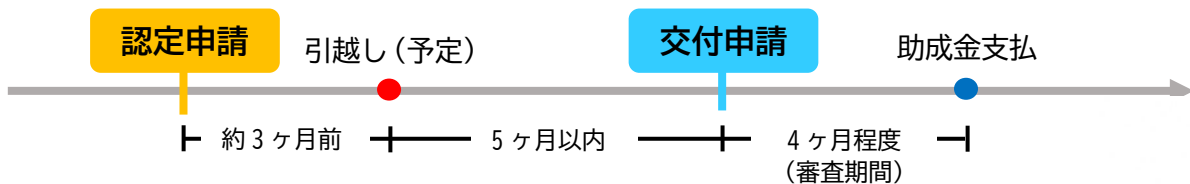
○ 子世帯と同居又は近居する世帯は、上記上限額を5万円引き上げます。

■ 助成対象となる経費 ■ 申請世帯が、事業者（不動産、引越業者）に支払った経費

	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	<ul style="list-style-type: none"> ○礼金、仲介手数料 ○家賃債務保証料 ○住宅保険料（火災保険等） ○転居前の住宅に係る原状回復費用 	<ul style="list-style-type: none"> ×敷金 ×契約時に払う家賃、共益費、管理費 ×鍵交換費用 ×転居前後の住宅の清掃又はクリーニング費用
引越し費用	<ul style="list-style-type: none"> ○引越し運送費用 ○荷造りや荷解きに係る費用（人件費や梱包資材に係る費用など） ○引越しに伴うエアコン、洗濯機（転居前住宅から移設したものに限り）などの取り外し・取り付けに係る電気設備工事費用 ○引越しに伴う不用品の処分費用 	<ul style="list-style-type: none"> ×引越し業者が行う消毒またはハウスクリーニングに係る費用 ×公共料金等の名義変更代行サービスにかかる費用 ×挨拶品の手配に係る費用 ×引越しに係る友人等への謝礼金

注意：① 家主から立退料が支払われている。
 ② 就職や転職等のため、会社等から移転引越し費用等が支払われている
 ⇒ 上記①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の1/2で計算します。
 ※ 計算した額に100円未満の額が生じた場合は、切り捨てます。

■ 助成金の申請期限・お支払いについて ■



認定申請 引越し前に対象要件に当てはまるかどうか確認したい方

申請期限：引越し予定日の3ヶ月～1ヶ月前

※申請は、令和6年2月29日までに引越し・交付申請が可能な方に限ります。
 ※引越し先が既に決まっている方は、交付申請によりご申請ください。

交付申請 助成金の申請をされる方

申請期限：引越し日から5ヶ月以内

※5か月以内でも、令和6年2月29日(必着)を過ぎると申請できません。

- すべての支払いが完了した後に交付申請を行ってください。
- 交付申請から助成金支払いまでは、4ヶ月程度の期間を要します。

■ 注意事項 ■

- 申請は、窓口、郵送又はメールで受け付けます。必要書類については、福岡市HPをご確認ください。
- 助成金の支給要件に該当するかご不明な場合には、事前にご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。
- 窓口での申請受付の際、担当が不在の場合には、お待ちいただくか受付ができない場合がございますので、お手数ですが事前に電話連絡いただきますようお願いいたします。

■ お問い合わせ・申請窓口・郵送先 ■

福岡市役所 住宅計画課 高齢者世帯住替え助成事業担当

(市役所本庁舎3階)

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL：092-711-4279 (平日 9:00～12:00/13:00～17:00)

FAX：092-733-5589

MAIL：sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp

ホームページは
こちら →



!! 子育て世帯の住替えを支援 !!

子育てしやすい良好な住宅への住替えを支援するため、既存住宅購入費用や礼金、仲介手数料、引っ越し運送費用など、初期費用の一部を助成します。

<子育て世帯住替え助成金>

民間賃貸住宅へ
住替え
又は
既存住宅購入の方

最大 **25** 万円

助成対象経費
合計額の
1/2

基本額
(子育て世帯)

15 万円

+

多子世帯
の場合

上限 **5** 万円引上げ

+

親世帯との
同居又は近居
の場合

上限 **5** 万円引上げ

多子世帯



子ども※妊娠している者
の子が2人以上いる世帯

※18歳に達する日以降の最初の
3月31日までの間にある者

親世帯との同居



子育て世帯+親世帯

両世帯が同居していること

親世帯との近居



子育て世帯

親世帯

両世帯の住居が直線距離で
1.2km以内であること

本助成金を利用し、既存住宅購入の際に住宅ローン【フラット35】地域連携型
を利用する場合、金利引き下げ（当初10年間 年▲0.25%）を受けることができます。

募集期間：令和5年4月1日（土）から令和6年2月29日（木）（必着）まで
申請期限：引越し日から5か月以内

※助成金の申請受付は、募集期間内・予算の範囲内で先着順とさせていただきます。

※市役所の開庁日以外はメールでの受付のみです。

■ 注意事項 ■

下記の「助成対象となる世帯」の要件と、次のページの「転居後の住宅の要件」をすべて満たしている世帯が対象となります。

ホームページに掲載している【詳細版】令和5年度福岡市子育て世帯住替え助成事業のご案内のパンフレットにて、申請の手順、必要書類などについて必ずご確認の上、申請してください。

ホームページは
こちら →



窓口で申請される場合は、事前に電話で来庁日時の予約をお願いします。

■ 助成対象となる世帯 ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	助成対象となる世帯の要件											
<input type="checkbox"/>	○ 以下のいずれかに該当する子育て世帯であること（転居後の住宅への入居時点） ・ 扶養する子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）がいる世帯 ・ 妊娠している方がいる世帯（母子手帳の交付を受けていること）											
<input type="checkbox"/>	○ 表に定める住宅間で転居を行う世帯であること※1 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">転居前の住宅（福岡市内外）</th> <th style="width: 50%;">転居後の住宅（福岡市内）※4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅※2</td> <td>○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅（持家）を除く）</td> </tr> <tr> <td>○ 申請者又は同居者が使用許可を受け、使用料を支払う公的賃貸住宅※2</td> <td>○ 申請者又はその配偶者が、所有者から購入した既存住宅（中古住宅）（新築物件購入は対象外です）</td> </tr> <tr> <td>○ 転居する者の勤め先の会社が所有管理又は借り上げている社宅等の住宅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 申請者又は同居者が所有する持ち家※3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		転居前の住宅（福岡市内外）	転居後の住宅（福岡市内）※4	○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅※2	○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅（持家）を除く）	○ 申請者又は同居者が使用許可を受け、使用料を支払う公的賃貸住宅※2	○ 申請者又はその配偶者が、所有者から購入した既存住宅（中古住宅）（新築物件購入は対象外です）	○ 転居する者の勤め先の会社が所有管理又は借り上げている社宅等の住宅		○ 申請者又は同居者が所有する持ち家※3	
転居前の住宅（福岡市内外）	転居後の住宅（福岡市内）※4											
○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅※2	○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅（持家）を除く）											
○ 申請者又は同居者が使用許可を受け、使用料を支払う公的賃貸住宅※2	○ 申請者又はその配偶者が、所有者から購入した既存住宅（中古住宅）（新築物件購入は対象外です）											
○ 転居する者の勤め先の会社が所有管理又は借り上げている社宅等の住宅												
○ 申請者又は同居者が所有する持ち家※3												
	※1 転居前・転居後住宅の契約者となる同居者は、子の扶養義務者に限ります。 ※2・3 公的賃貸住宅（市営・県営住宅などの公営住宅、URなど）や持ち家からの住替えは、離婚・DV被害の理由により別居する場合の転居のみ対象です。 ※4 公的賃貸住宅への住替えは対象外です。											
<input type="checkbox"/>	○ 生活保護等を受給していない世帯であること※5											
<input type="checkbox"/>	○ 転居前の住宅の直近6か月間の家賃の未払いがないこと											
<input type="checkbox"/>	○ 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと※5											
<input type="checkbox"/>	○ 転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前が福岡市以外の場合）※5											
<input type="checkbox"/>	○ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること											
<input type="checkbox"/>	○ 過去に本要綱に基づく助成金を受けていない世帯であること ※結婚（再婚）、離婚、死別、子の誕生・独立、近隣トラブル等による転居等、世帯構成人員の増減がある際は、再度申請できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。											

※5 生活保護を受給していないこと、福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと、及び転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前が福岡市以外の場合）については、別世帯の配偶者（単身赴任等）や、世帯分離をしている同居者がいる場合は、その方についても確認を行います。

■ **転居後の住宅の要件** ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	住替え後の住宅の要件												
□	<p>○ 表に定める専用面積を有する住宅であること※6</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">世帯人数</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">4人</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">6人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住戸専用面積</td> <td style="text-align: center;">30㎡以上</td> <td style="text-align: center;">40㎡以上</td> <td style="text-align: center;">50㎡以上</td> <td style="text-align: center;">57㎡以上</td> <td style="text-align: center;">66㎡以上</td> </tr> </table> <p>〈面積を確認する際の注意事項〉</p> <p>ア. 6人を超える場合は次の算出式で計算する。 住戸専用面積 = (10㎡×世帯人数+10㎡) × 0.95</p> <p>イ. 妊娠中の者は2人とする。</p> <p>ウ. 子どもが10歳未満の場合は、子どもを下記の人数に置き換えた後の総世帯人数を、下部の式に代入して計算する。 (子の年齢) 3歳未満…0.25人 / 3歳以上6歳未満…0.5人 / 6歳以上10歳未満…0.75人 ※上記により、世帯人数が2人に満たない場合、世帯人数は2人とする。 (式) 世帯人数2～4人・・・10㎡×世帯人数+10㎡ 4人を超える・・・(10㎡×世帯人数+10㎡) × 0.95</p> <p>エ. 同居する場合は、住替え後に同居する人数で算出する。</p> <p>オ. 住戸専用面積は壁芯にて算出する。</p>	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	住戸専用面積	30㎡以上	40㎡以上	50㎡以上	57㎡以上	66㎡以上
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人								
住戸専用面積	30㎡以上	40㎡以上	50㎡以上	57㎡以上	66㎡以上								
□	<p>○ 住宅の家賃（管理費、共益費、水光熱費及び駐車場使用料等を除く。）が、表に定める金額以下であること（※既存住宅購入の場合は除く（妊娠中の者は2人とする））※6</p> <p>※専用面積の要件とは異なり、世帯人数は年齢により区別されません。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">世帯人数</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">4人</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">6人以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">家賃</td> <td style="text-align: center;">70,000円</td> <td style="text-align: center;">75,000円</td> <td style="text-align: center;">80,000円</td> <td style="text-align: center;">85,000円</td> <td style="text-align: center;">90,000円</td> </tr> </table>	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人以上	家賃	70,000円	75,000円	80,000円	85,000円	90,000円
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人以上								
家賃	70,000円	75,000円	80,000円	85,000円	90,000円								
□	<p>○ 昭和56年6月1日以降に建築され、新耐震基準を満たす住宅であること</p> <p>ただし、耐震改修工事を実施している場合又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている場合についてはこの限りではない。※耐震性能を確認できる書類の提出が必要です。</p> <p>(※昭和56年6月1日以降に建築された住宅でも、規模によっては、昭和56年5月31日以前に着工され、新耐震基準を満たさない住宅の可能性があります。新耐震基準を満たす住宅かどうか、助成金交付申請前に不動産会社等へご確認ください。)</p>												
□	<p>○ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域へ転居する場合は、安全上の措置が講じられ、建築主事等による検査済証が交付されていること</p>												

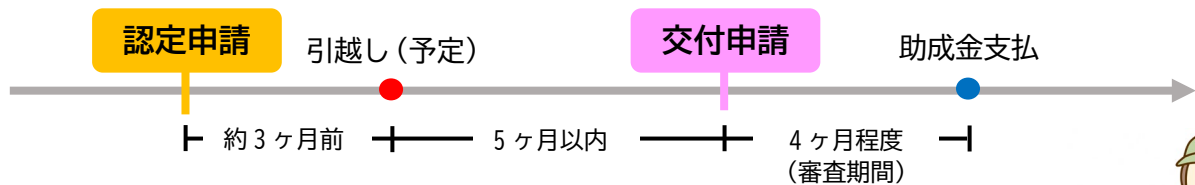
※6 転居後の住宅の専用面積及び家賃については、別世帯の配偶者(単身赴任等)や世帯分離をしている同居者がいる場合は、その方を含めた世帯人数での要件を満たしているかを確認します。

■ **助成対象となる経費** ■ 申請世帯が、事業者（不動産、引越業者）に支払った経費

	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	<ul style="list-style-type: none"> ○既存住宅購入費用 ○礼金、仲介手数料 ○家賃債務保証料 ○住宅保険料(火災保険等) ○転居前の住宅に係る原状回復費用 	<ul style="list-style-type: none"> ×敷金 ×契約時に払う家賃、共益費、管理費 ×鍵交換費用 ×転居前後の住宅の清掃又はクリーニング費用
引越し費用	<ul style="list-style-type: none"> ○引越し運送費用 ○荷造りや荷解きに係る費用（人件費や梱包資材に係る費用など） ○引越しに伴うエアコン、洗濯機（転居前住宅から移設したものに限り）などの取り外し・取り付けに係る電気設備工事費用 ○引越しに伴う不用品の処分費用 	<ul style="list-style-type: none"> ×引越し業者が行う消毒またはハウスクリーニングに係る費用 ×公共料金等の名義変更代行サービスにかかる費用 ×挨拶品の手配に係る費用 ×引越しに係る友人等への謝礼金

注意：① 家主から立退料（移転引越し費用等）が支払われている。
 ② 就職や転職等のため、会社等から移転引越し費用等が支払われている
 ⇒ 上記①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の1/2で計算します。
 ※ 計算した額に100円未満の額が生じた場合は、切り捨てます。

■ 助成金の申請期限・お支払いについて ■



認定申請 引越し前に対象要件に当てはまるかどうか確認したい方

申請期限：引越し予定日の**3ヶ月～1ヶ月前**

※申請は、令和6年2月29日までに引越し・交付申請が可能な方に限ります。

※既に引越し先が決まっている方は、交付申請によりご申請ください。

【フラット35・地域連携型】を利用して中古住宅を購入される方

※要件がありますので、詳しくは福岡市HPをご覧ください。

※【フラット35】地域連携型利用対象証明書の発行に期間（2ヶ月程度）を要しますので、お早目にご申請ください。

《フラット35の詳細について》

・住宅金融支援機構のホームページ (www.flat35.com)

・お客様コールセンター (0120-0860-35 / 祝日・年末年始以外 9:00～17:00)

交付申請 助成金の申請をされる方

申請期限：引越し日から**5ヶ月**以内

※5か月以内でも、令和6年2月29日(必着)を過ぎると申請できません。

○ すべての支払いが完了した後に交付申請を行ってください。

○ 交付申請から助成金支払いまでは、4ヶ月程度の期間を要します。

■ 注意事項 ■

- 申請は、窓口、郵送又はメールで受け付けます。必要書類については、福岡市HPをご確認ください。
- 助成金の支給要件に該当するかご不明な場合には、事前にご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。
- 窓口での申請の際、担当が不在の場合には、お待ちいただくか受付ができない場合がございますので、お手数ですが事前に電話連絡いただきますようお願いいたします。

■ お問い合わせ・申請窓口・郵送先 ■

福岡市役所 住宅計画課 子育て世帯住替え助成事業担当 (市役所本庁舎3階)

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL : 092-711-4279 (平日 9:00～12:00/13:00～17:00) FAX : 092-733-5589

MAIL : sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp

<ホームページ>

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochousei/life/sumikaejosei_2.html

福岡市 子育て世帯住替え助成

検索

クリック!

!! 住宅確保要配慮者の住替えを支援 !!

居住環境が向上するセーフティネット住宅への住替えを支援するため、住替えが必要な住宅確保要配慮者に対して、礼金、仲介手数料、引越し運送費用など、住替えに係る初期費用の一部を助成します。

＜セーフティネット住宅住替え助成金＞

セーフティネット
住宅
へ住替えの方

最大

10万円

助成対象経費
合計額の
1/2

住宅確保要配慮者って？

高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮が必要な方をいいます。



高齢者

障がい者

子育て世帯



外国人

低額所得者

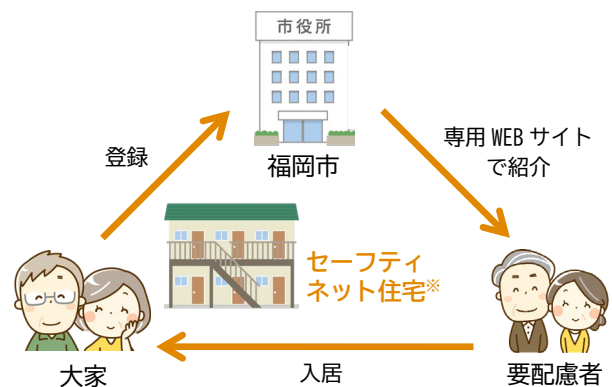
その他…

被災者、DV被害者、LGBT、新婚世帯 など

セーフティネット住宅って？

住宅の確保にお困りの住宅確保要配慮者が入居しやすい（入居を拒まれない）民間賃貸住宅として、福岡市に登録された住宅をいいます。

登録された住宅は専用WEBサイト上に公開され、だれでも閲覧することができます。



※福岡市では、一部のセーフティネット住宅に家賃補助等を実施しています。詳細は下記よりご参照ください。

セーフティネット住宅
をお探しの方

専用WEBサイト



補助付き（家賃補助等）
セーフティネット住宅
をお探しの方

福岡市HP



募集期間：令和5年4月1日（土）から令和6年2月29日（木）【必着】まで
申請期限：引越し日から5か月以内

※助成金の申請受付は、募集期間内・予算の範囲内で先着順とさせていただきます。

※市役所の開庁日以外はメールでの受付のみです。

■ 助成対象となる世帯 ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	助成対象となる世帯の要件						
<input type="checkbox"/>	○ 福岡市内に居住している又は勤務※していること ※勤務：4カ月以上継続して雇用され、かつ、1週間の勤務時間が30時間以上						
<input type="checkbox"/>	○ 2人以上の世帯（親族に限る）であること ※下記の世帯は単身世帯でも可 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>高齢者（60歳以上）</td></tr> <tr><td>障がい者 （身体障害者手帳を所持（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳を所持又は知的障がい者であることを更生相談所から判定された方）</td></tr> <tr><td>海外からの引揚者</td></tr> <tr><td>ハンセン病療養所入所者等</td></tr> <tr><td>犯罪・DV被害者</td></tr> <tr><td>被災者</td></tr> </table>	高齢者（60歳以上）	障がい者 （身体障害者手帳を所持（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳を所持又は知的障がい者であることを更生相談所から判定された方）	海外からの引揚者	ハンセン病療養所入所者等	犯罪・DV被害者	被災者
高齢者（60歳以上）							
障がい者 （身体障害者手帳を所持（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳を所持又は知的障がい者であることを更生相談所から判定された方）							
海外からの引揚者							
ハンセン病療養所入所者等							
犯罪・DV被害者							
被災者							
<input type="checkbox"/>	○ 市営住宅又は持家に居住していないこと ※市営住宅の名義人ではない、同居しようとする親族を含め、市内外に持家がない						
<input type="checkbox"/>	○ 要支援世帯(1)～(4)又は支援世帯(A)(B)であること（詳細は2ページを参照） ※要支援世帯(4)、支援世帯(A)(B)の場合は、犯罪・DV被害者又は立ち退き要求を受けている世帯（ひとり親世帯、子育て世帯（未就学）若しくは多子世帯）に限る						
<input type="checkbox"/>	○ 生活保護を受給していない世帯であること						
<input type="checkbox"/>	○ 福岡市内のセーフティネット住宅に住替えることで、居住環境が向上すること（詳細は3ページを参照） ※要支援世帯(1)(2)の場合、支援世帯(A)になる 要支援世帯(3)(4)の場合、支援世帯(B)になる 支援世帯(A)(B)の場合、支援世帯(A)(B)を維持する						
<input type="checkbox"/>	○ 転居前の住宅の直近6か月間の家賃の未払いがないこと						
<input type="checkbox"/>	○ 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと						
<input type="checkbox"/>	○ 転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前が福岡市以外の場合）						
<input type="checkbox"/>	○ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること						

■ 助成対象となる経費 ■ 申請世帯が、事業者（不動産、引越業者）に支払う経費

	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	○礼金 ○仲介手数料 ○家賃債務保証料 ○住宅保険料 ○転居前の住宅に係る原状回復費用	×敷金 ×契約時に払う家賃、共益費、管理費 ×鍵交換費用 ×転居前後の住宅の清掃又はクリーニング費用
引越し費用	○引越し運送費用 ○荷造りや荷解きに係る費用 （人件費や梱包資材に係る費用など） ○引越しに伴うエアコン、洗濯機（転居前住宅から移設したものに限り）などの取り外し・取り付けに係る電気設備工事費用 ○引越しに伴う不用品の処分費用	×引越し業者が行う消毒又はハウスクリーニングに係る費用 ×公共料金等の名義変更代行サービスにかかる費用 ×挨拶品の手配に係る費用 ×引越しに係る友人等への謝礼金

注意：① 家主から立退料（移転引越し費用等）が支払われている。
 ② 就職や転職等のため、会社等から移転引越し費用等が支払われている
 ⇒ 上記①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の1/2で計算します。
 ※ 計算した額に100円未満の額が生じた場合は、切り捨てます。

■ 要支援世帯・支援世帯の考え方 ■

- ①政令月収、②居住面積（住宅の広さ）及び③家賃負担率の3つの項目により判定する住宅困窮度により、**要支援世帯**及び**支援世帯**を以下のとおり位置付けています。
- ①政令月収、②居住面積及び③家賃負担率を算出後、④区分判定（どの区分に該当するか）します。

① 政令月収 ≪ 123,000 円以下の世帯 ≫

③ 家賃負担率		② 居住面積		最低居住面積水準	
		未満	以上	未満	以上
高家賃負担率	未満	要支援世帯（1）		支援世帯（A）	
	以上			要支援世帯（2）	

① 政令月収 ≪ 123,001 円以上 158,000 円以下の世帯 ≫

③ 家賃負担率		② 居住面積		最低居住面積水準	
		未満	以上	未満	以上
高家賃負担率	未満	要支援世帯（3）		支援世帯（B）	
	以上			要支援世帯（4）	

① 政令月収 の算出	<p>< 政令月収 = (世帯の年間総所得金額 - 控除合計金額) ÷ 12 ></p> <p>※政令月収の計算方法は、福岡市ホームページをご覧ください。 ※下記の総所得金額でも、必ずしも助成対象になるとは限らないため、目安としてご参考ください。 ※令和4年分の所得が確定する前に申請を行う場合は、令和3年分の所得を確認します。 （令和4年分の所得確認⇒給与所得のみの方…5/19以降、それ以外の方…6/12以降）</p> <p>【総所得金額の目安】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総所得金額</td> <td>A : 1,576,000 円</td> <td>A : 1,956,000 円</td> <td>A : 2,336,000 円</td> <td>A : 2,716,000 円</td> </tr> <tr> <td>B : 1,996,000 円</td> <td>B : 2,376,000 円</td> <td>B : 2,756,000 円</td> <td>B : 3,136,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ A : 政令月収 123,000 円以下となる目安、B : 政令月収 158,000 円以下となる目安</p>	世帯人数	1人	2人	3人	4人	総所得金額	A : 1,576,000 円	A : 1,956,000 円	A : 2,336,000 円	A : 2,716,000 円	B : 1,996,000 円	B : 2,376,000 円	B : 2,756,000 円	B : 3,136,000 円
世帯人数	1人	2人	3人	4人											
総所得金額	A : 1,576,000 円	A : 1,956,000 円	A : 2,336,000 円	A : 2,716,000 円											
	B : 1,996,000 円	B : 2,376,000 円	B : 2,756,000 円	B : 3,136,000 円											
② 居住面積 の確認	<p>< 現在居住している住宅の面積が、最低居住面積（下表に記載の面積）以上か未満かを確認 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住戸専用面積</td> <td>25 m²以上</td> <td>30 m²以上</td> <td>40 m²以上</td> <td>50 m²以上</td> <td>57 m²以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈面積を確認する際の注意事項〉</p> <p>ア. 6人を超える場合は次の算出式で計算する。 住戸専用面積 = (10 m² × 世帯人数 + 10 m²) × 0.95</p> <p>イ. 妊娠中の者は2人とする。</p> <p>ウ. 子どもが10歳未満の場合は、子どもを下記の人数に置き換えた後の総世帯人数を、下部の式に代入して計算する。 (子の年齢) 3歳未満…0.25人 / 3歳以上6歳未満…0.5人 / 6歳以上10歳未満…0.75人 ※上記により、世帯人数が2人に満たない場合、世帯人数は2人とする。</p> <p>(式) 世帯人数 2~4人・・・10 m² × 世帯人数 + 10 m² 4人を超える場合・・・(10 m² × 世帯人数 + 10 m²) × 0.95</p> <p>エ. 同居する場合は、住替え後に同居する人数で算出する。</p> <p>オ. 住戸専用面積は壁芯にて算出する。</p>	世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	住戸専用面積	25 m ² 以上	30 m ² 以上	40 m ² 以上	50 m ² 以上	57 m ² 以上		
世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人										
住戸専用面積	25 m ² 以上	30 m ² 以上	40 m ² 以上	50 m ² 以上	57 m ² 以上										
③ 家賃負担率 の確認	<p>< 家賃負担率（年間家賃 / 世帯収入）が高家賃負担率（36.7%）以上か未満かを確認 ></p> <p>〈家賃負担率の確認手順〉</p> <p>ア. 世帯収入を確認（所得証明書等の「給与収入」）</p> <p>イ. 年間の家賃総額を確認（R4年1月～R4年12月までに支払った総額）</p> <p>ウ. 家賃総額（イで確認）を世帯収入（アで確認）で除した値が家賃負担率</p> <p>エ. 家賃負担率（ウで算出）と高家賃負担率（36.7%）を比較</p>														

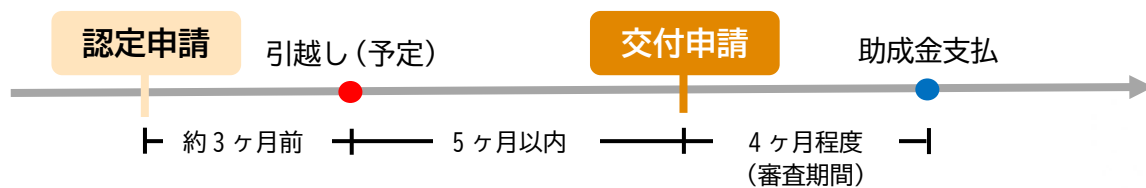
■ 居住環境の向上の考え方 ■

居住環境が向上するとは、新たにセーフティネット住宅に住替えを行うことで、**居住面積が広がる又は家賃負担率が低くなる**ことをいいます。

セーフティネット住宅に住替えた場合に、どの居住環境区分（要支援世帯・支援世帯）に該当するかを再度判定し、居住環境が向上することが必要です。

	政令月収	居住面積	家賃負担率	区分判定
住替え前	□12.3万円以下 □12.3万円超え 15.8万円以下	□最低居住面積未滿 □最低居住面積以上	□高家賃負担率未滿 □高家賃負担率以上	
住替え後	□12.3万円以下 □12.3万円超え 15.8万円以下	□最低居住面積未滿 □最低居住面積以上	□高家賃負担率未滿 □高家賃負担率以上	

■ 助成金の申請期限・お支払いについて ■



交付申請 助成金の申請をされる方

申請期限：引越し日から**5ヶ月**以内

※5か月以内でも、令和6年2月29日（必着）を過ぎると申請できません。

- すべての支払いが完了した後に交付申請を行ってください。
- 交付申請から助成金支払いまでは、4ヶ月程度の期間を要します。

認定申請 引越し前に対象要件に当てはまるかどうか確認したい方

申請期限：引越し予定日の**3ヶ月～1カ月前**

※申請は、令和6年2月29日までに引越し・交付申請が可能な方に限ります。

※既に転居先が決まっている方は、交付申請によりご申請ください。

■ 注意事項 ■

- 申請は、窓口、郵送又はメールで受け付けます。必要書類については、福岡市HPをご確認ください。
- 助成金の支給要件に該当するかご不明な場合には、事前にご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。
- 窓口での申請受付の際、担当が不在の場合には、お待ちいただくこととなりますので、お手数ですが、事前に電話連絡いただきますようお願いします。

■ お問い合わせ・申請窓口・郵送先 ■

福岡市役所 住宅計画課 居住支援係（市役所本庁舎3階）

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL：092-711-4279（平日 9:00～12:00／13:00～17:00） FAX：092-733-5589

MAIL：sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp

<ホームページ>

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochousei/life/sn_sumikaeshien.html

福岡市 セーフティネット住宅

検索

クリック!

住まい探しの案内



高齢者入居支援 (福岡市居住支援協議会事業)	住まいサポートふくおか 福岡市社会福祉協議会の窓口で、民間賃貸住宅に入居する際の支援を行っています。(電話：092-720-5356)
各種制度や、 その他お問い合わせ	担当：福岡市住宅都市局住宅計画課 電話：092-711-4279 住所：福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所3階

参考資料 7

《居住支援法人による、入居支援や生活支援等の支援対象者や、業務内容をまとめたリーフレットです》

※居住支援法人：各都道府県が指定し、住宅確保要配慮者（高齢者・障がい者等）へ入居支援や生活支援などを行う民間団体

支援対象者（＝住宅確保要配慮者）
 (★：主な対象者 ○：対応可能な対象者)

居住支援法人名	低額所得者	被災者	高齢者	障がい者	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他の障がい者	子育て世帯	外国人	DV被害者	犯罪被害者	生活困窮者	更生保護対象者	連絡先	主な業務地域	事務所所在地
1.NPO法人抱撲	★	○	★	○	★	★	○	★	○	○	○	○	★	★	093-653-0779	福岡市・北九州市・中間市	北九州市八幡東区荒生田2-1-32
2.ホームネット株式会社			★												0120-460-560	福岡県内全域	東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー11階
3.株式会社クラスケア	★	★	★	○	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	092-753-9766	福岡市及び近郊の各市町村など	福岡市博多区千代町4-29-49 グローリー県庁前301
4.NPO法人福岡すまいの会	★	○	★	○	★	★	○	○	○	○	○	○	★	○	092-292-6677	福岡市及びその周辺自治体	福岡市博多区空港前3-9-24 アパホテル101号
5.NPO法人ライフサポートネットワーク	○	○	★										○		092-661-2820	福岡市	福岡市東区香住ヶ丘2-5-7-101
6.社会福祉法人グリーンコープ	★	○	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★	○	092-710-4247	福岡市とその周辺、糟屋郡とその周辺、久留米市とその周辺	福岡市東区多の津5-5-8 (抱撲館福岡内)
7.株式会社あんしんサポート	○	○	★	○	○	○	○	○	○		○	○	○		092-843-1881	福岡県内全域	福岡市城南区飯倉1-6-25
8.株式会社ホームアシスト福岡	★	○	★	★	★	★	★	★	★	○	★	○	★	○	092-501-2422	福岡市内	春日市上白水7-167
9.株式会社三好不動産	○	○	○	○					○	★	○		○		092-751-7500	福岡市近郊(糟屋郡・大野城市・春日市・糸島市含む)	福岡市中央区今川1-1-1
10.一般社団法人家財整理相談窓口	○	○	★	○					○	○			○		0120-166-077	福岡県内全域	東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー11階
11.NPO法人ホーム支援全国ネットワーク	★	○	★	○	★	★	○	★	○	○	○	○	★	★	093-651-7557	福岡市・北九州市・ほか全国各地	北九州市八幡東区荒生田2-1-32
12.株式会社N・フィールド	○	○	○	○	★	★	○	○	○		○	○	○	★	092-710-5780	福岡県内全域	福岡市博多区博多駅前2-6-23 博多駅前第2ビル6階
13.一般社団法人繋紡会	★	○	○	○	★	★	○	★			○	○	★	★	092-707-2973	福岡市及びその近郊	福岡市中央区小笹4-5-2-1階
14.NPO法人福岡終活・相続支援センターみらいあん	★	★	★	★	★	★	★	★	★	○	★	○	★	★	0120-398-079	福岡県内全域	福岡市中央区大名2-4-38-6F
15.NPO法人介護賃貸住宅NPOセンター	○	○	★	○	○								○		092-725-3000	福岡市内	福岡市中央区黒門8-2
16.株式会社くらしすてっぷ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	092-287-3414	福岡市全般・糟屋郡・春日市・大野城市・那珂川市・筑紫野市など	福岡市博多区博多駅前2-10-12 11イーク博多駅前407(博多区役所隣)
17.社会福祉法人福岡市社会福祉協議会	○	○	★	★	★	★	★	○	○	○	○	○	○		092-720-5356	福岡市	福岡市中央区荒戸3-3-39
18.一般社団法人 古家空家調査連絡会	○	○	★	★	★	○	○	○	○	○	○	○	○		092-406-6501	福岡市及びその周辺自治体	福岡市中央区今泉2-4-51-703
19.一般社団法人そーしゃる・おふいす	○	○	★	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	090-8568-3790	宮若市・小竹町・鞍手町・直方市・飯塚市・嘉麻市・遠賀郡その他	宮若市本城405番地
20.一般社団法人生活支援センター結	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	090-2857-2310	筑後地区及びその周辺地域	久留米市東櫛原町1927-26-104
21.NPO法人大牟田ライフサポートセンター	★	★	★	★	★	★	○	★	○	○	○	○	★	○	0944-88-9616	大牟田市	大牟田市有明町1-3-2
22.社会福祉法人共生の里	★	○	○	○	★	★	★	★	★	○	○	○	★	○	0930-55-6665	行橋市内	行橋市大字中津熊501番地
23.株式会社 勇ベース	★	○	★	○	★	★	○	○	○	○	○	○	★	★	092-558-5415	福岡市・春日市・大野城市・筑紫野市・那珂川市・糸島市	春日市須玖北2-39 (本社) 福岡県春日市日の出町5-5 (事業所)
24.株式会社ヤグラモン	★	○	○	○	★	★	○	○	○	○	○	○	○	○	092-406-2238	福岡市及びその近郊	福岡市東区社領2-23-19
25.一般社団法人 綏幸舎	★	○	★	○	★	★	★	★	★	○	★	★	★	★	080-3315-4151	福岡市全域及び福岡市近郊各市町村など	福岡市東区奈多1-10-12-201
26.ふるさと管理総合株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		0943-73-7718	久留米市、広川町、朝倉市、小郡市、筑紫野市、うきは市など	久留米市田主丸町菅原1368
27.株式会社まつしん	★	○	★	○	★	★	○	○	○	○	○	○	★	★	080-3965-9228	福岡市(南区・博多区) 太宰府・筑紫野など	太宰府市朱雀3-7-41-101号
28.株式会社キャッスルハウス	★	○	○	○	○					○	○	○	○	○	092-408-6877	福岡市内	福岡市南区西長住3-32-19 2F
29.株式会社ジェイ・エス・ピー・ネットワーク	★	○	★	○	○	○	○	○	○	★	○	○	★	○	0120-733-165	福岡市及びその近郊	福岡市西区北原1-1-3 (JR九大学研都市駅構内)
30.株式会社グリーンピース	★		★	★	★	★	★						★		092-554-2166	福岡市及びその近隣市町村など	福岡市南区野間2-7-22
31.NPO法人 筑紫	★	○	○				★		○		★	○	○	○	0949-58-9101	筑豊地方を中心とした、福岡県内全域	直方市頓野3090番地
32.社会福祉法人 水巻町社会福祉協議会	○		★	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	080-6086-2395	水巻町及びその近郊	遠賀郡水巻町頃末南3-11-1いきいきほーる2階
33.社会福祉法人 八女市社会福祉協議会	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★	○	0943-24-8033	八女市内	八女市本町599番地
34.有限会社辻野電気工事	★	○	★	○	○					○	○	○	○	○	092-983-5090	福岡市及びその近郊	福岡市西区姪浜駅南3-11-22
35.株式会社エムエムティネットワーク	○	○	○						○				○		092-401-3938	福岡市及びその近郊	福岡市中央区春吉3-21-18-303
36.株式会社リタポート	★	★	★	○	★	★	○	★	★	★	★	★	★	★	092-791-2078	福岡市及びその近郊	福岡市南区大楠2-5-2

		支援業務内容 (赤字：得意とする支援業務)											
居住支援法人名	概要	入居相談・支援	サブリース	代行・保証人紹介	緊急連絡先引受	家賃債務保証	生活相談・支援	(見守り) (電話)	(見守り) (訪問)	金銭・財産管理	家財・遺品整理	死後事務	その他
1.NPO法人抱樸	日常生活の相談、就労支援や子ども支援なども対応。	紹介・不動産店同行	サブリース物件有(北九州市内)	対応可	対応可	対応可	日常生活・仕事など	対応可	対応可	対応可	対応可	弁護士相談可	見守り付き住宅の運営
2.ホームネット株式会社	自動音声電話での安否確認と万一の場合の費用補償を活用。	フリーダイヤル受付						週2回の自動音声電話			提携業者紹介		
3.株式会社クラスケア	連帯保証人、緊急連絡先のない方は、当法人の家賃債務保証。	物件紹介・同行支援	サブリース物件有	対応可	対応可	当法人による家賃債務保証が利用可	相談依頼により対応	必要時に対応	必要時に対応	相談依頼により対応	対応可	顧問弁護士にて対応	就労支援
4.NPO法人福岡すまいの会	設立20年目。保証人不要のサブリース、市内約70室。	同行支援可	市内中心に70室程度		対応可	新規受け入れ停止中	対応可	随時	随時	対応可	対応可	対応可	設立20年の実績
5.NPO法人ライフサポートネットワーク	特に高齢の住宅困窮者の支援。	内覧同行	サブリース物件有					毎日					
6.社会福祉法人グリーンコープ	困窮者の自立支援施設を運営。家探しに関する様々な困り事に対応。	内覧同行	サブリース物件有		対応可		対応可	適宜	適宜	要相談	要相談	葬儀実施(無縁者)	
7.株式会社あんしんサポート	高齢者の見守りサービスを提供している会社。入居相談等受付。	対応可					対応可	対応可					
8.株式会社ホームアシスト福岡	どんな支援をして欲しいのかを電話、訪問によりご支援します。	送迎にて内覧同行	サブリース物件有	相談可	相談可	相談可	相談可	相談可	相談可	相談可	相談可	相談可	相談可
9.株式会社三好不動産	希望に応じて、いくつかの入居先を紹介。	内覧同行				家賃保証会社紹介		対応可					
10.一般社団法人家財整理相談窓口	転居や施設への入所に伴う残置物について相談を受け、適切な助言を行う。	物件・不動産店紹介				保証会社の紹介	見守りサービス紹介				相談・見積・整理対応		
11.NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク	ホームレスや生活困窮者の支援を各地の支援団体と連携して実施。	不動産店、支援団体の紹介可					支援団体の紹介可						
12.株式会社N・フィールド	主に精神障がい者へサブリース形式で住まいの提供、入居後の支援あり。	面談・内覧・賃貸契約	サブリース物件有				訪問看護と連携						
13.一般社団法人繋紡会	弊社代表理事は司法書士・行政書士です。お気軽ご相談下さい。	お家探し全般の支援	サブリース物件有	相談可	相談可	相談可	相談・支援対応中	ご希望に応じたプラン	ご希望に応じたプラン	対応中	対応可	対応可	相談可
14.NPO法人福岡終活・相続支援センターみらいあん	高齢者の終活や、障がい者、生活困窮者、低額所得者の居住支援。	物件紹介・現地案内	サブリース物件有	相談可	対応可	保証会社紹介	生活支援	電話による安否確認	定期訪問、生活指導	司法書士相談可	支援体制有	司法書士相談可	リハビリ・成年後見等
15.NPO法人介護賃貸住宅NPOセンター	主に高齢者を対象に、入居前支援から入居後のお困り事対応等の生活支援。	必要な各種申請も支援	転貸借(保証人不要)		当法人転貸借物件限定		日常生活他の困り事等	適宜連絡	適宜訪問、乳製品配達	対応可	転退去・死亡時に支援	葬儀・納骨含めて支援	緊急連絡先なくても可
16.株式会社くらしすてっぷ	即日入居可能物件有、生前整理・遺品整理などの支援。	物件紹介・現地案内	サブリース物件有(保証人不要)	対応可	対応可	対応可	対応可	電話による安否確認	対応可	対応可	生前整理・遺品整理	対応可	就労支援
17.社会福祉法人福岡市社会福祉協議会	福祉と不動産関係のネットワークを活用し、安心して住み続けられるお手伝い。	物件紹介・内覧同行		コーディネート可能			各種相談受付	コーディネート可能	コーディネート可能	別途事業契約が必要	別途事業契約が必要	別途事業契約が必要	法人後見
18.一般社団法人古家空家調査連絡会	弁護士・司法書士・税理士・建築士・宅建士等の専門家による相談窓口を設置。	内覧同行	サブリース物件有				対応可	コーディネート可能	コーディネート可能	専門家による相談対応	専門家による相談対応	専門家による相談対応	総合相談窓口有
19.一般社団法人そーしゃる・おふいす	住まいの支援の他、法人後見・見守り・死後事務委任契約等専門職で対応。	情報提供・内覧同行	サブリース対応可		緊急時対応可		電話・訪問により対応	必要に応じて	必要に応じて(要契約)	必要に応じて(要契約)	対応可(連携事業者)	対応可(要契約)	成年後見・任意後見
20.一般社団法人生活支援センター結	孤立無援の方を対象として可能な限りお手伝いします。	対応可	個人による契約困難時	代行のみ実施	対応可					対応可	業者紹介	葬儀納骨	
21.NPO法人大牟田ライフサポートセンター	社会的要配慮者の日常生活での困り事の受付、専門職による支援を実施。	物件紹介・同行支援	サブリース物件有	入院時の身元保証等	利用条件有	対応可	相談対応可	入居者の状態により実施	入居者の状態により実施	検討中	提携業者の紹介	導入に向け調整中	
22.社会福祉法人共生の里	ひとりで抱え込まずに、まずはご相談ください。	内覧同行	日常生活支援住居施設開所				随時	随時	随時	必要の方のみ	連携事業者		
23.株式会社勇ベース	住まいのご相談から、就労相談、カウンセリング等も行う。	内覧同行	サブリース物件有	要相談	対応可	要相談	対応可	週1回	月/2～3回	対応可	対応可	対応可	相談に応じて
24.株式会社ヤグラモン	サブリース物件多数あり。障がい者就労支援継続事業所も併設。	入居相談、支援	サブリース物件有	保証人の紹介		保証会社紹介	生活指導、就労支援	対応可	訪問による生活相談	金銭管理、指導	提携業者紹介	顧問仕業の紹介	
25.一般社団法人綏幸舎	ホームレス・困窮者などへの総合的な相談対応、(サブリースを含む)物件の提供、見守りや家財整理などの支援など。	入居相談・支援等可能	サブリース物件有(保証人不要)	相談可	要相談	家賃債務保証会社紹介	対応可	頻度等、要望に対応可	頻度等、要望に対応可	要望に対応可	提携業者など紹介対応可	別途契約にて土業など対応可	就労・自立支援など
26.ふるさと管理総合株式会社	医療や福祉などの制度を跨いで、あなたに合った居場所づくりのサポート。	対応可	準備中		対応可	保証会社紹介可		対応可	対応可		対応可		
27.株式会社まつしん	就労支援・自立支援・福祉的支援・金銭管理・居住支援。	内覧同行	サブリース物件有	相談可	対応可		対応可		毎日	行政と行っています	委託しています	行政と行っています	福祉的支援・就労支援
28.株式会社キャッスルハウス	不動産業を実施。お部屋の借りにくい方への紹介も多数実績あり。	内覧同行	サブリース物件有	相談可	対応可			毎日			対応可		
29.株式会社ジエイ・エス・ピー・ネットワーク	賃貸のほか、低所得者対象の有料老人ホーム・高齢者住宅など幅広くご紹介。	住宅紹介・内見同行		保証人の紹介			対応可	電話による安否確認	対応可				高齢者住宅の紹介可能
30.株式会社グリーンピース	高齢者・障がい者・生活困窮者等の居住支援・日常生活相談など。	物件紹介			対応可	保証会社紹介	対応可	電話による安否確認	対応可	対応可	対応可	弁護士相談可	介護事業所
31.NPO法人筑紫	困窮者の一時保護、共同生活援助施設、就労支援を中心に運営。	内覧同行	賃貸物件有	相談可	対応可	要相談	対応可	対応可	対応可	対応可	対応可	対応可	
32.社会福祉法人水巻町社会福祉協議会	入居後も安心して生活できるように、お手伝いします。	物件紹介・内覧同行					各種相談受付	対応可	対応可	別途事業の紹介		別途事業の紹介	
33.社会福祉法人八女市社会福祉協議会	入居前から入居後まで要配慮者への安心した生活の支援を行う。	物件情報提供内覧同行契約手続き支援			対応可	対応可	対応可	月/1～2回	定期訪問実施	対応可	対応可	対応可	
34.有限会社辻野電気工事	見守り 高齢者・生活困窮者・障害者の生活支援。	内覧同行	サブリース物件有	相談可	対応可	保証会社紹介	対応可能	電話による安否確認	対応可能	要望があれば可	対応可	対応可	就労支援
35.株式会社エムエムティネットワーク	希望に応じて、いくつかの入居先を紹介。	電話対応・内覧同行	提携業者紹介	提携業者紹介	提携業者紹介	提携業者紹介	提携業者紹介	対応可	対応可	提携業者紹介	提携業者紹介	提携業者紹介	
36.株式会社リタポート	当法人関連会社の管理物件からご紹介。当法人の家賃債務保証もご利用可能。	物件紹介・同行支援	サブリース物件有	相談可	対応可	当法人の保証を利用可	相談依頼により対応	24時間見守り・必要時対応	24時間見守り・必要時対応	相談・依頼により対応	対応可	顧問弁護士にて対応	障がい者グループホーム